市役所の配置が変わります ▷▷▷

緑色で表記している課・室は、4月1日から新設、または移設します。市役所へお越しの際はご確認ください。

都市整備部に用地課を設置

▶用地の契約・登記に関する業務を移管し、都市整備部が行っている用地取得業務と一本化して、事務の効率化を図ります。

商工振興課内に交通政策室を設置

▶地域公共交通の再編や、空港に関する取り組みなど、交通政策の各種取組を効率的に進めます。

新庁舎整備室を総務課内に移管

▶ICTを活用した業務のあり方や効率的な業務の推進などを見据えながら、新庁舎整備を全庁的に進めます。

用地管財課の名称を管財課に変更

▶用地課への用地取得業務の移管に伴い、名称を変更します。